

# 第28回 接続料の算定等に関する研究会 ヒアリングご説明資料

KDDI株式会社

Tomorrow, Together おもしろいほうの未来へ。  
**KDDI** *au*

1

**指定設備卸役務に対する考え方**

2

**フレキシブルファイバにおける課題  
及びあるべき規律**

1

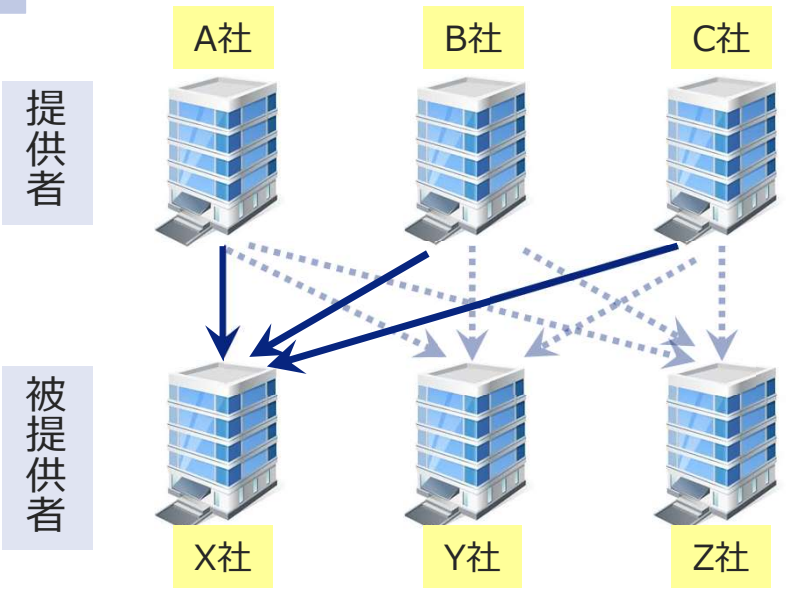
## 指定設備卸役務に対する考え方

2

## フレキシブルファイバにおける課題 及びあるべき規律

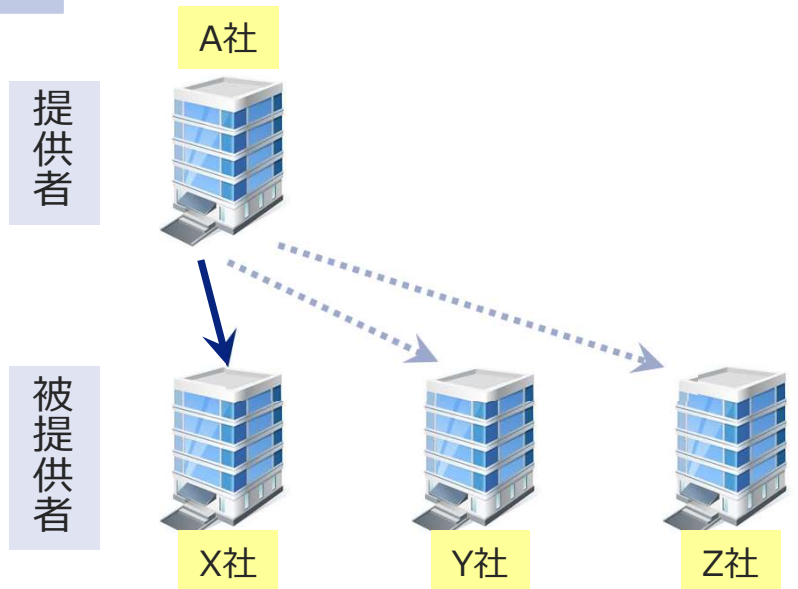
指定設備卸役務への規律を検討するにあたり重要なのは  
**接続・卸を問わず、代替手段が確保されるかという観点**

N対N



**代替手段があり、競争が機能するため  
市場に委ねればよい**

1対N



**代替手段がなく、競争が機能しないため  
市場に任せては適正性の確保が困難**

**ボトルネック設備は、完全な代替性がなく  
市場支配的な事業者が卸価格をコントロール**

## ボトルネック設備を用いて提供される卸役務

光回線の卸売サービス  
(サービス卸)

フレキシブルファイバ  
(FF)

**ボトルネック設備を用いる卸役務には**  
**適正性・公平性・透明性を確保するため**  
**接続に準じたルールの適用が必要**

特に5G時代では、これまで以上に光回線が重要であり  
NTT東西の光回線に対しては  
接続・卸を問わずルール整備が必要



次ページ以降で、FFの課題とあるべき規律について  
弊社の考えを説明いたします

1

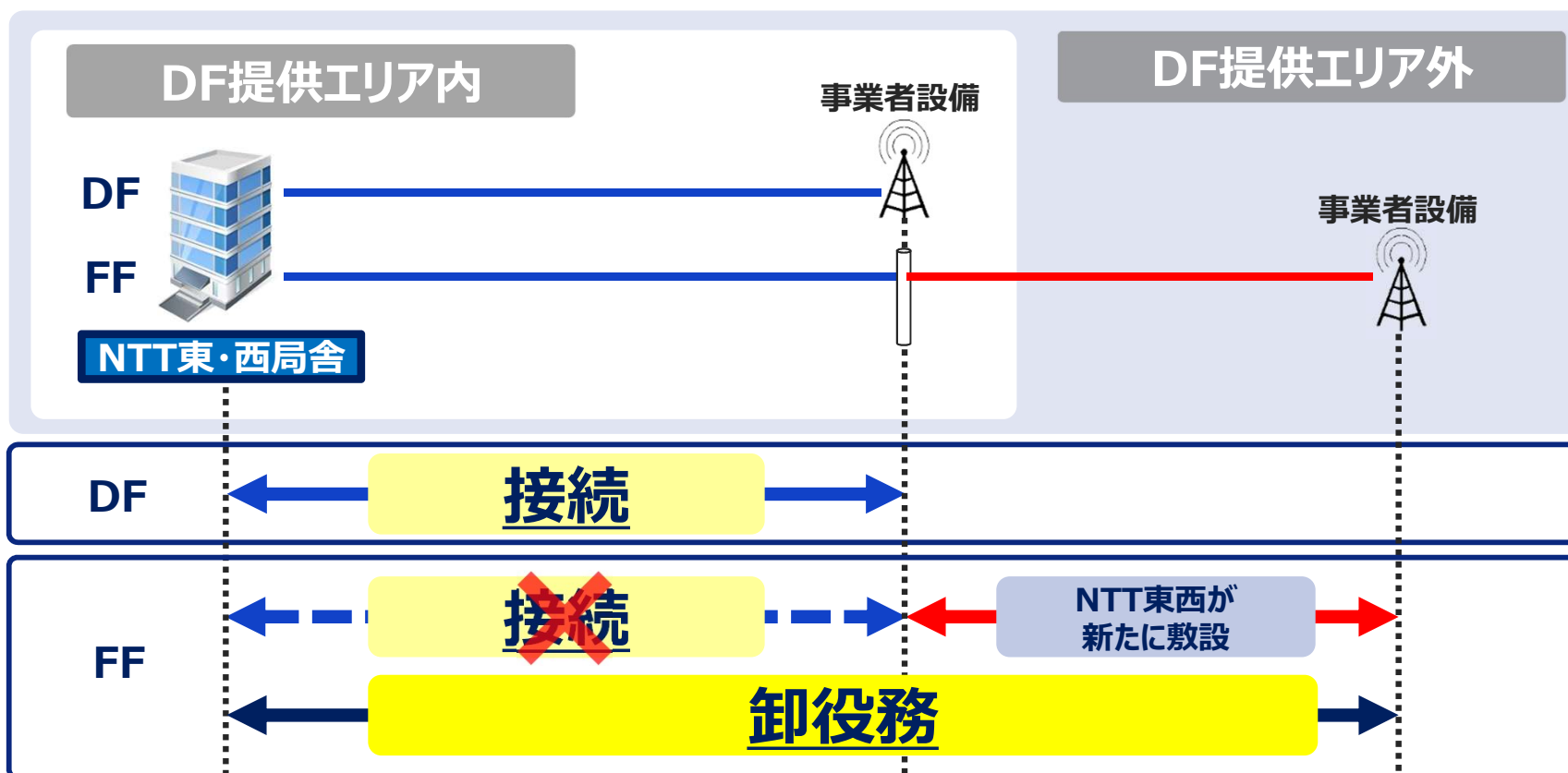
指定設備卸役務に対する考え方

2

フレキシブルファイバにおける課題  
及びあるべき規律

事業者設備が加入光ファイバ（以下「DF」）の提供エリア外にある場合  
DFを「接続」で利用することができない

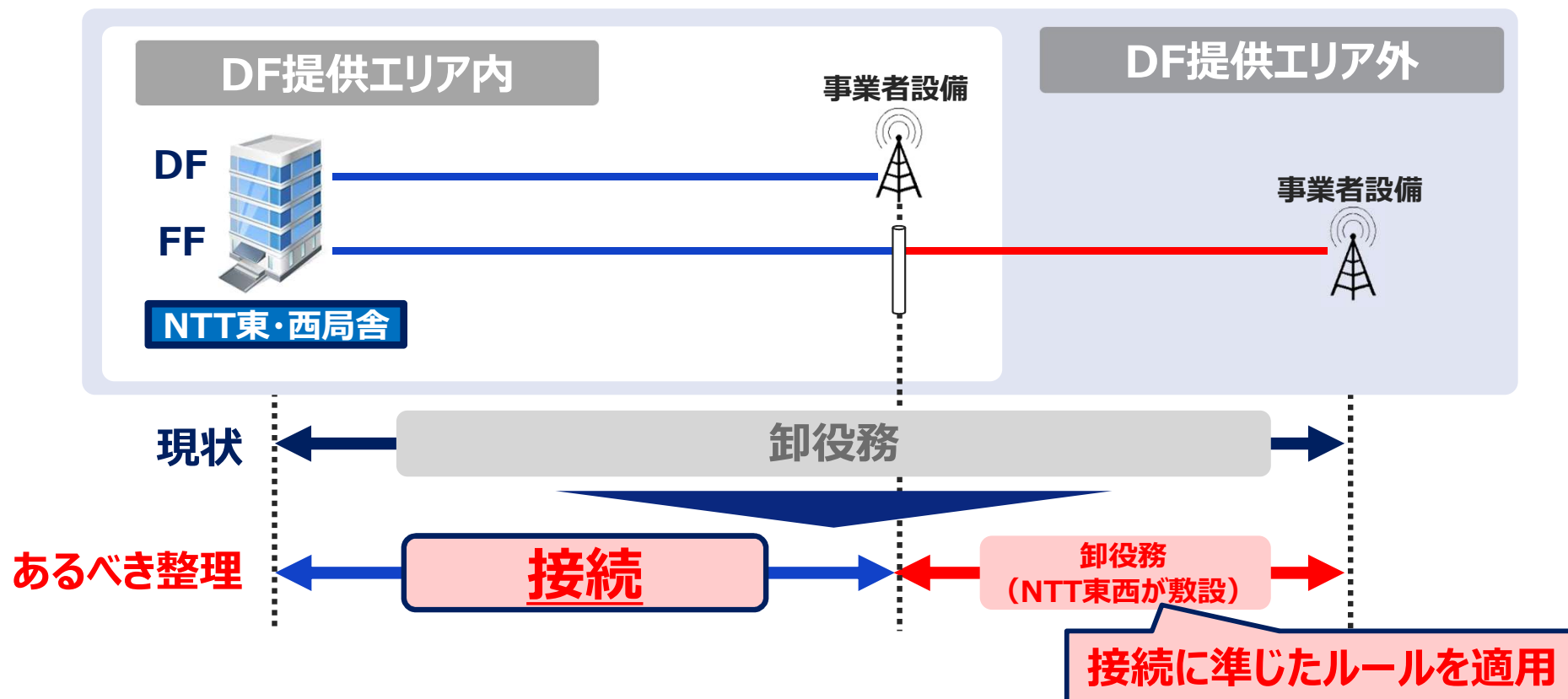
**FFのスキームは**、NTT東西がDFを延長して事業者設備まで  
光回線を新たに敷設するが、**DF区間を含めて全区間が「卸業務」となる**





FFはDF提供エリア内でも、「接続」の場合と同じDFを使うため  
**DF提供エリア内のDFは「接続」と整理すべき**

また、FFはDF提供エリア外も含め第一種指定電気通信設備であるため  
**DF提供エリア外の卸役務については、接続に準じたルールを適用すべき**



## FFのDF提供エリア外区間について要望する 接続に準じたルールとは

**手続方法や標準的期間、負担すべき金額等を接続約款に定めることで  
当該区間について、適正性・公平性・透明性を確保**

|                 |   |
|-----------------|---|
| 手続方法            | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 情報開示手続</li><li>✓ 調査申込みに対する回答結果を受ける手続</li></ul>  |
| 手続にかかる<br>標準的期間 | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 標準的期間の設定<ul style="list-style-type: none"><li>– 情報開示請求～開示</li><li>– 利用開始までの期間</li></ul></li></ul> |
| 負担すべき金額         | <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 接続料規則に準拠した原価・利潤の算定（公正報酬率規制）</li><li>✓ 算定根拠の開示</li></ul>   |

Tomorrow, Together  
**KDDI**

おもしろいほうの未来へ。

*au*